

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第28期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	不二サッシ株式会社
【英訳名】	FUJISASH CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嵯峨 明
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12（新川崎三井ビルディング）
【電話番号】	大代表（044）520-0034
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 鈴木 辰男
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎5丁目6番2号（都五反田ビル西館）
【電話番号】	代表（03）5745-1212
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 鈴木 辰男
【縦覧に供する場所】	不二サッシ株式会社 東京支店 （東京都品川区大崎五丁目6番2号（都五反田ビル西館）） 不二サッシ株式会社 大阪支店 （大阪府大阪市中央区淡路町三丁目5番13号（創建御堂筋ビル）） 不二サッシ株式会社 関東支店 （埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目20番3号（北浦和第二大栄ビル）） 不二サッシ株式会社 名古屋支店 （愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番25号（名古屋ビルディング東館）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第28期 第3四半期連結 累計期間	第28期 第3四半期連結 会計期間	第27期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	67,777	16,463	126,373
経常損益(百万円)	3,867	1,788	900
四半期(当期)純損益(百万円)	5,378	2,695	2,073
純資産額(百万円)	-	5,741	14,657
総資産額(百万円)	-	86,494	85,220
1株当たり純資産額(円)	-	48.26	36.53
1株当たり四半期(当期)純損益金額(円)	77.76	38.98	38.46
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	16.38
自己資本比率(%)	-	6.5	17.0
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	184	-	6,178
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	161	-	140
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	899	-	11,867
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	-	6,682	5,802
従業員数(人)	-	4,004	3,939

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第28期第3四半期連結累計期間及び第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社及び持分法適用関連会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	4,004
---------	-------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,338
---------	-------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
ビル建材事業(百万円)	14,316
住宅建材事業(百万円)	1,939
形材外販事業(百万円)	5,768
その他事業(百万円)	1,803
合計(百万円)	23,828

(注) 上記の金額は販売価格により表示しております。なお、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間におけるビル建材事業の受注状況は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	受注高(百万円)	受注残高 (百万円)
ビル建材事業(ビル工事物件)	13,191	69,310

(注) 上記の金額は販売価格により表示しております。なお、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
ビル建材事業(百万円)	6,440
住宅建材事業(百万円)	2,852
形材外販事業(百万円)	5,767
その他事業(百万円)	1,402
合計(百万円)	16,463

(注) 上記の金額は販売価格により表示しております。なお、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、9月の米国大手証券会社の経営破綻を契機に、瞬く間に世界的な金融危機に発展し、世界同時不況とも言われる状況となりました。加えて、急激な円高の進行や株価の下落などにより企業業績は大幅に悪化し、設備投資や個人消費が冷え込む等、景気の後退が鮮明になり非常に厳しい局面を迎えています。

一方、アルミ建材業界におきましては、一昨年6月に施行された改正建築基準法に伴う混乱の影響は薄れたものの、大幅に減少した建築着工戸数の回復にも力強さが見られず、追い討ちをかけるように世界的な金融危機の影響で不動産市場の低迷やマンション市場の不振と建築市場の縮小傾向が顕著となり、我々を取り巻く事業環境も一段と厳しさを増しております。

このような経済状況のもとで、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は、コストダウンおよび利益確保に重点を置いた経営にグループを挙げて取り組むと共に、リニューアル事業やサッシ外商品の販売促進にも力を注いでまいりました。しかしながら、改正建築基準法施行の影響により、例年よりも期初受注手持ちが少ないうえに、急激な景気の後退による計画の延期、中止が発生する中、取引先の倒産による不良債権の発生が売上、利益を大きく悪化させました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の連結経営成績につきましては、売上高164億6千3百万円、営業損失15億8千6百万円、経常損失17億8千8百万円、四半期純損失26億9千5百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は以下のとおりであります。

〔ビル建材事業〕

主力のビル建材事業においては、急激に市場環境が悪化する中、受注の低迷、同業間の競争激化による売上減少に加え、取引先の倒産による不良債権の発生が収益を大きく悪化させ、売上、利益ともに前年同期を下回り、営業損失の止むなきに至りました。

〔住宅建材事業〕

住宅建材事業においては、新設住宅着工戸数に回復の兆しが見えない中、ハウスデベロッパー等直需先への営業強化を図ってまいりましたが、受注の低迷により、売上、利益ともに前年同期を下回り、営業損失の止むなきに至りました。

〔形材外販事業〕

形材外販事業においては、建設関係アルミ加工品の受注が落ち込む中、世界的な金融危機によりIT・自動車・半導体・家電等からの受注も大幅に減少し、売上は前年同期を下回りましたが、コスト削減に努めた結果、前年同期を上回る利益を確保しました。

〔その他事業〕

その他事業のうち、環境事業と運送業については、市場環境が悪化する中、売上はほぼ前年同期並みを確保しましたが、利益面では前年同期を下回りました。また、産業廃棄物処理業は、建設関係の受注低迷などにより売上、利益共に前年同期を下回りました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前連結会計年度末に比べ8億8千万円増加し、66億8千2百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、22億9千5百万円となりました。これは前受金の増加による収入によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は、2億8千万円となりました。これは有形固定資産の取得による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は、6千1百万円となりました。これは長期借入金の返済によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2億5千5百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、一昨年6月に施行された改正建築基準法に伴う混乱の影響は薄れたものの、大幅に減少した建築着工戸数の回復にも力強さが見られず、追い討ちをかけるように世界的な金融危機の影響で不動産市場の低迷やマンション市場の不振と建築市場の縮小傾向が顕著となり、一段と厳しさを増しております。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえて、コストダウンおよび利益確保に重点を置いた経営にグループを挙げて取り組むと共に、リニューアル事業やサッシ外商品の販売促進にも力を注いでおります。また、新発売しましたインナー樹脂サッシ「インプラード」は省エネ等環境対応商品として積極的に販売してまいります。

今後とも、受注の確保と受注価格の改定、コストダウンに注力し、売上並びに利益の確保に専念するとともに与信管理強化による不良債権防止に努めてまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	153,000,000
第2種優先株式	3,000,000
第3種優先株式	3,000,000
計	159,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	69,208,654	同左	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
第2種優先株式	3,000,000	同左	非上場	単元株式数 100株 (注)2、4
第3種優先株式	1,500,000	同左	非上場	単元株式数 100株 (注)3、4
計	73,708,654	同左	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの第2種優先株式の取得請求により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第2種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、期末配当を行うときは、配当起算日以降毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された第2種優先株式を有する株主(以下「第2種優先株主」という。)又は第2種優先株式の登録株式質権者(以下「第2種優先登録株式質権者」という。)に対し、当会社普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び当会社普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第2種優先株式1株につき下記に定める額の剰余金を配当する。

優先配当金の額

第2種優先株式1株当たりの優先配当金(以下「第2種優先配当金」という。)の額は、第2種優先株式の発行価額(2,000円)に、日本円TIBOR(1年物)に0.25%を加算した利率を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第2種優先配当金の額は200円とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR(1年物)が公表されない場合は、同日(当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む事業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第2種優先配当金に係る事業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいい、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいう。

非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金を超えて期末配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第2種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 取得請求権

第2種優先株主は、当会社に対し、平成24年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、本優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。一部取得請求の場合は、抽選その他の方法により行う。

当会社は、前記の請求（以下「取得請求」という。）がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する事業年度の前事業年度における分配可能額の75%を限度として、第2種優先株式の取得をするものとする。

前記の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。

(5) 買受け又は消却

当会社は、いつでも第2種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき剰余金をもって当該買受け価額により消却を行うことができる。

(6) 取得条項

当会社は、法令に定める場合を除き、平成21年4月1日以降いつでもその選択により第2種優先株主及び第2種優先登録株式質権者に対して取得日から1ヵ月以上の事前通知を行った上で、その時点において残存する第2種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。取得価額は、第2種優先株式1株につき2,000円とする。

(7) 株式の併合又は分割、新株引受権等

当会社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当会社は、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(8) 普通株式の交付と引換えに第 2 種優先株式の取得を請求する権利

取得を請求し得べき期間

第 2 種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月 1 日から平成29年 3 月29日までとする。

取得の条件

第 2 種優先株式は、上記 の期間中、1 株につき下記 a . 乃至 c . に定める取得価額により、当会社普通株式に引換えることができる。

a . 当初取得価額

当初取得価額は、206円とする。

b . 取得価額の修正

平成19年11月 1 日以降の毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む、以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。以下「修正後取得価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記 c . で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後取得価額は、第 2 種優先株式の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後取得価額が103円（以下「下限取得価額」という。ただし、下記 c . による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が412円（以下「上限取得価額」という。ただし、下記 c . による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

c . 取得価額の調整

(a) 当会社は、第 2 種優先株式の発行後、下記 (b) に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(b) 取得価額調整式により第 2 種優先株式の取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 下記 (c) 口に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社普通株式を処分する場合（ただし、当会社普通株式に取得される証券もしくは取得できる証券又は当会社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当会社の有する当会社の普通株式の移転（以下当会社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。）を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の引換え又は行使による場合を除く。）。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後の取得価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記g.の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

ハ 下記(c)ロに定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に取得される証券もしくは取得できる証券又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の取得価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で引換えられ又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(c) イ 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ロ 取得価額調整式に使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日(ただし、上記(b)ロただし書の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ハ 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は調整後の取得価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記(b)ロの場合には、取得価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

ニ 取得価額調整式により算出された取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わないこととする。ただし、次に取得価額の調整を必要とする事由が発生し取得価額を算出する場合は、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(d) 上記(b)の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得価額の調整を行う。

イ 株式の併合、資本の減少、会社法第762条に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、又は合併のために取得価額の調整を必要とするとき。

ロ その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

ハ 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、

d . 上記 b . 又は c . により取得価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額及びその適用の日その他必要な事項を第2種優先株主に通知する。ただし、上記 c . (b) 口ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

e . 第2種優先株式の取得請求の方法

第2種優先株式の取得請求受付事務は、下記 の取得請求受付場所（以下「取得請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

(a) 第2種優先株式を取得請求しようとする第2種優先株主は、当社の定める取得請求書に、取得請求しようとする第2種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第2種優先株式の株券を添えて取得を請求し得べき期間中に取得請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第2種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(b) 取得請求受付場所に対し取得請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

f . 第2種優先株式の取得請求の効力発生時期

取得請求の効力は、取得請求に要する書類の全部が取得受付場所に到着した日に発生する。

g . 株券の交付方法

当社は、取得請求の効力発生後すみやかに第2種優先株式の引換えにより発行すべき当社普通株式の株券を第2種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

h . 第2種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

i . 引換えにより発行すべき普通株式数

第2種優先株式の引換えにより発行すべき当社普通株式数は、次のとおりとする。

引換えにより発行すべき普通株式数 = $\frac{\text{第2種優先株主が引換え請求のために提出した第2種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$

引換えにより発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

取得請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店

(9) 普通株式への一斉転換

平成19年10月1日から平成29年3月29日までに取得請求のなかった第2種優先株式は、平成29年3月30日（以下「一斉転換日」という。）をもって取得し、これと引換えに、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、当該平均値が（ a ）下限取得価額を下回るとき、又は、（ b ）上限取得価額を上回るときは、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を、（ a ）の場合は当該下限取得価額で、（ b ）の場合は当該上限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本（ 9 ）に基づき第2種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当社は、すみやかに第2種優先株式の取得により発行すべき当社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(1 0) 期中の引換え又は一斉転換があった場合の取扱い

第 2 種優先株式の取得請求により発行された当会社の普通株式に対する最初の期末配当金又は会社法第454条第 5 項に定められた剰余金の配当（中間配当）については、引換えの請求又は一斉転換が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間になされたときは 10 月 1 日に、それぞれ取得があったものとみなして支払うものとする。

(1 1) 会社法第 3 2 2 条第 2 項に規定する定款の定め

当会社は、定款に会社法第 3 2 2 条第 2 項に規定する定めはありません。

3 . 第 3 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当会社は、期末配当を行うときは、配当起算日以降毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された第 3 種優先株式を有する株主（以下「第 3 種優先株主」という。）又は第 3 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 3 種優先登録株式質権者」という。）に対し、当会社普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び当会社普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第 3 種優先株式 1 株につき下記 に定める額の剰余金を配当する。

優先配当金の額

第 3 種優先株式 1 株当たりの優先配当金（以下「第 3 種優先配当金」という。）の額は、第 3 種優先株式の発行価額（2,000 円）に、日本円 TIBOR（1 年物）に 1.0% を加算した利率を乗じ、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200 円を超える場合は、第 3 種優先配当金の額は 200 円とする。

「日本円 TIBOR（1 年物）」とは、年率修正日において、午前 11 時における日本円 1 年物 トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円 TIBOR（1 年物）が公表されない場合は、同日（当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日）ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円 1 年物 ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR 1 年物（360 日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR（1 年物）に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成 18 年 4 月 1 日を含む事業年度については平成 18 年 4 月 1 日とし、それ以降は支払われるべき第 3 種優先配当金に係る事業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日を行い、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日を行う。

非累積条項

ある事業年度において第 3 種優先株主又は第 3 種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第 3 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 3 種優先株主又は第 3 種優先登録株式質権者に対しては、第 3 種優先配当金を超えて期末配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第 3 種優先株主又は第 3 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3 種優先株式 1 株につき 2,000 円を支払う。

第 3 種優先株主又は第 3 種優先登録株式質権者に対しては、前記分配のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第 3 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 取得請求権

第3種優先株主は、当会社に対し、平成21年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、本優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。一部取得請求の場合は、抽選その他の方法により行う。

当会社は、前記の請求（以下「取得請求」という。）がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する事業年度の前事業年度における分配可能額の75%を限度として、第3種優先株式の取得をするものとする。前記の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。

(5) 買受け又は消却

当会社は、いつでも第3種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき剰余金をもって当該買受価額により消却を行うことができる。

(6) 取得条項

当会社は、法令で定める場合を除き、平成27年4月1日以降いつでもその選択により第3種優先株主及び第3種優先登録株式質権者に対して、取得日から1ヵ月以上の事前通知を行った上で、その時点において残存する第3種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

取得価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。前記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。

(7) 株式の併合又は分割、新株引受権等

当会社は、法令に定める場合を除き、第3種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当会社は、第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(8) 普通株式の交付と引換えに第3種優先株式の取得を請求する権利

取得を請求し得べき期間

第3種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成21年4月1日から平成29年3月29日までとする。

取得の条件

第3種優先株式は、上記の期間中、1株につき下記a.乃至c.に定める取得価額により、当会社普通株式に引換えすることができる。

a. 当初取得価額

当初取得価額は、206円とする。

b. 取得価額の修正

平成22年4月1日以降の毎年4月1日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む、以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後取得価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記c.で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後取得価額は、第3種優先株式の要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後取得価額が103円（以下「下限取得価額」という。ただし、下記c.による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、修正後取得価額が412円（以下「上限取得価額」という。ただし、下記c.による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

c. 取得価額の調整

(a) 当社は、第3種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(b) 取得価額調整式により第3種優先株式の取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 下記(c)ロに定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に取得される証券もしくは取得できる証券又は当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の引換え又は行使による場合を除く。)。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の取得価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後の取得価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記g.の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額をもって当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

ハ 下記(c)ロに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に取得される証券もしくは取得できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の取得価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で引換えられ又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(c) イ 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ロ 取得価額調整式に使用する時価は、調整後の取得価額を適用する日(ただし、上記(b)ロただし書の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ハ 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また基準日がない場合は調整後の取得価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記（b）口の場合には、取得価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

ニ 取得価額調整式により算出された取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わないこととする。ただし、次に取得価額の調整を必要とする事由が発生し取得価額を算出する場合は、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

（d）上記（b）の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得価額の調整を行う。

イ 株式の併合、資本の減少、会社法第762条に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、又は合併のために取得価額の調整を必要とするとき。

ロ その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

ハ 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相対して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

d . 上記b . 又はc . により取得価額の修正又は調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額及びその適用の日その他必要な事項を第3種優先株主に通知する。ただし、上記c . （b）口ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

e . 第3種優先株式の取得請求の方法

第3種優先株式の取得請求受付事務は、下記 の取得請求受付場所（以下「取得請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

（a）第3種優先株式を取得請求しようとする第3種優先株主は、当会社の定める取得請求書に、取得請求しようとする第3種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第3種優先株式の株券を添えて取得を請求し得べき期間中に取得請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第3種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

（b）取得請求受付場所に対し取得請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

f . 第3種優先株式の取得請求の効力発生時期

取得請求の効力は、取得請求に要する書類の全部が取得受付場所に到着した日に発生する。

g . 株券の交付方法

当会社は、取得請求の効力発生後すみやかに第3種優先株式の引換えにより発行すべき当会社普通株式の株券を第3種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

h . 第3種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社は必要な措置を講じる。

i . 引換えにより発行すべき普通株式数

第3種優先株式の引換えにより発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

引換えにより発行すべき普通株式数 = $\frac{\text{第3種優先株主が引換え請求のために提出した第3種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$

引換えにより発行すべき普通株式数の算出に当たっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

取得請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店

(9) 普通株式への一斉転換

平成21年4月1日から平成29年3月29日までに取得請求のなかった第3種優先株式は、平成29年3月30日（以下「一斉転換日」という。）をもって取得し、これと引換えに、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、当該平均値が（a）下限取得価額を下回るとき、又は、（b）上限取得価額を上回るときは、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を、（a）の場合は当該下限取得価額で、（b）の場合は当該上限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本（9）に基づき第3種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当会社は、すみやかに第3種優先株式の取得により発行すべき当会社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(1 0) 期中の引換え又は一斉転換があった場合の取扱い

第3種優先株式の取得請求により発行された当会社の普通株式に対する最初の期末配当金又は会社法第454条第5項に定められた剰余金の配当（中間配当）については、引換えの請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ取得があったものとみなして支払うものとする。

(1 1) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

当会社は、定款に会社法第322条第2項に規定する定めはありません。

4. 当会社は、定款において優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること、並びに普通株式を対価とする取得請求権が付されていること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない旨定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	73,708	-	1,709	-	791

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第2種優先株式 3,000,000 第3種優先株式 1,500,000	-	(1)株式の総数等 発行済株式の「内容」欄を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 58,700	-	(1)株式の総数等 発行済株式の「内容」欄を参照
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,896,300	688,963	同上
単元未満株式	普通株式 253,654	-	-
発行済株式総数	73,708,654	-	-
総株主の議決権	-	688,963	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が27,200株(議決権の数272個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
不二サッシ株式会社	神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12(新川崎三井ビルディング)	45,700	-	45,700	0.06
株式会社大鷹製作所	愛知県名古屋市守山区大字上志段味1200番地	13,000	-	13,000	0.01
計	-	58,700	-	58,700	0.08

(注)1.上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,600株あります。

(昭和56年10月1日に吸収合併した不二サッシ販売株式会社名義900株を含む。)なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に1,600株含まれております。

2.上記のほか株主名簿上は関係会社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に100株含まれております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	110	109	95	90	65	75	58	46	40
最低(円)	75	89	85	59	47	42	36	35	33

(注) 最高・最低価格は、東京証券取引所市場第二部におけるものです。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,422	6,448
受取手形及び売掛金	16,268 ³	25,711
商品及び製品	1,349	1,502
仕掛品	22,625	11,023
原材料及び貯蔵品	4,927	4,369
販売用不動産	241	290
その他	3,066	3,302
貸倒引当金	848	755
流動資産合計	55,053	51,892
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	35,887	35,955
減価償却累計額及び減損損失累計額	26,442	25,800
建物及び構築物(純額)	9,444	10,155
土地	13,282	13,419
その他	60,899	60,558
減価償却累計額及び減損損失累計額	56,195	55,370
その他(純額)	4,703	5,188
有形固定資産合計	27,430	28,763
無形固定資産		
その他	145	343
無形固定資産合計	145	343
投資その他の資産		
投資有価証券	1,771	2,101
長期貸付金	195	234
繰延税金資産	48	44
その他	3,354	2,923
貸倒引当金	1,506	1,083
投資その他の資産合計	3,864	4,221
固定資産合計	31,440	33,328
資産合計	86,494	85,220

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 21,529	22,612
短期借入金	25,916	21,517
未払法人税等	97	195
前受金	14,856	6,193
賞与引当金	95	606
役員賞与引当金	10	13
工事損失引当金	116	116
その他	3 4,058	4,863
流動負債合計	66,679	56,120
固定負債		
長期借入金	1,812	2,417
繰延税金負債	58	80
再評価に係る繰延税金負債	492	622
退職給付引当金	10,876	10,326
負ののれん	1	33
その他	831	962
固定負債合計	14,072	14,442
負債合計	80,752	70,563
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,709	1,709
資本剰余金	814	814
利益剰余金	2,601	11,031
自己株式	6	6
株主資本合計	5,118	13,549
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	104	31
土地再評価差額金	1,426	1,685
為替換算調整勘定	778	677
評価・換算差額等合計	543	977
少数株主持分	79	130
純資産合計	5,741	14,657
負債純資産合計	86,494	85,220

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	1 67,777
売上原価	59,721
売上総利益	8,056
販売費及び一般管理費	2 11,393
営業損失()	3,337
営業外収益	
受取利息	27
受取配当金	37
受取賃貸料	44
その他	120
営業外収益合計	229
営業外費用	
支払利息	578
手形売却損	88
持分法による投資損失	36
その他	56
営業外費用合計	760
経常損失()	3,867
特別利益	
投資有価証券売却益	3
役員賞与引当金戻入益	7
その他	2
特別利益合計	13
特別損失	
固定資産除却損	55
減損損失	88
たな卸資産評価損	192
投資有価証券評価損	247
工事補償費	706
その他	89
特別損失合計	1,379
税金等調整前四半期純損失()	5,233
法人税等	3 142
少数株主利益	1
四半期純損失()	5,378

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	1 16,463
売上原価	14,723
売上総利益	1,739
販売費及び一般管理費	2 3,325
営業損失()	1,586
営業外収益	
受取利息	8
受取配当金	11
受取賃貸料	7
その他	31
営業外収益合計	58
営業外費用	
支払利息	194
手形売却損	36
持分法による投資損失	3
その他	25
営業外費用合計	260
経常損失()	1,788
特別利益	
貸倒引当金戻入額	3
その他	0
特別利益合計	4
特別損失	
固定資産除却損	17
減損損失	6
投資有価証券評価損	147
工事補償費	634
その他	6
特別損失合計	812
税金等調整前四半期純損失()	2,597
法人税等	3 99
少数株主損失()	1
四半期純損失()	2,695

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	5,233
減価償却費	1,948
減損損失	88
負ののれん償却額	2
貸倒引当金の増減額(は減少)	540
賞与引当金の増減額(は減少)	510
役員賞与引当金の増減額(は減少)	3
退職給付引当金の増減額(は減少)	563
受取利息及び受取配当金	64
支払利息	578
持分法による投資損益(は益)	36
固定資産除却損	55
投資有価証券評価損益(は益)	247
売上債権の増減額(は増加)	9,283
たな卸資産の増減額(は増加)	12,038
仕入債務の増減額(は減少)	1,057
前受金の増減額(は減少)	8,675
その他	2,246
小計	861
利息及び配当金の受取額	64
利息の支払額	565
法人税等の支払額	175
営業活動によるキャッシュ・フロー	184
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	350
定期預金の払戻による収入	257
有形固定資産の取得による支出	1,048
有形固定資産の売却による収入	1,002
投資有価証券の取得による支出	40
その他	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	161
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	4,834
長期借入れによる収入	300
長期借入金の返済による支出	1,227
自己株式の取得による支出	3,000
その他	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	899
現金及び現金同等物に係る換算差額	42

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

現金及び現金同等物の増減額（は減少）	880
現金及び現金同等物の期首残高	5,802
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,682

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度において連結子会社であった大東興業(株)は、平成20年4月1日付をもって不二ロール工機(株)に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 34社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業損失及び経常損失は、それぞれ160百万円増加し、税金等調整前四半期純損失は、352百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 (平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p>

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
2. 会計処理基準に関する事項 の変更	<p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p> <p>(3)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これによる損益への影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定 方法	<p>貸倒実績率等が前連結会計年度に算定したものと著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度決算において算定した貸倒実績率等を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。</p>
2. 法人税等並びに繰延税金資産 及び繰延税金負債の算定方法	<p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																		
<p>1 偶発債務 下記の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">コスモ工業㈱</td> <td style="text-align: right;">91 百万円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人メイプル</td> <td style="text-align: right;">60 百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">151 百万円</td> </tr> </table> <p>2 受取手形割引高 6,008百万円 受取手形裏書譲渡高 201百万円</p> <p>3 四半期連結会計期間末日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">560百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">1,979百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債その他 (設備関係支払手形)</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> </table>	コスモ工業㈱	91 百万円	社会福祉法人メイプル	60 百万円	計	151 百万円	受取手形	560百万円	支払手形	1,979百万円	流動負債その他 (設備関係支払手形)	50百万円	<p>1 偶発債務 下記の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">コスモ工業㈱</td> <td style="text-align: right;">102 百万円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人メイプル</td> <td style="text-align: right;">65 百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">167 百万円</td> </tr> </table> <p>2 受取手形割引高 4,973百万円 受取手形裏書譲渡高 220百万円</p>	コスモ工業㈱	102 百万円	社会福祉法人メイプル	65 百万円	計	167 百万円
コスモ工業㈱	91 百万円																		
社会福祉法人メイプル	60 百万円																		
計	151 百万円																		
受取手形	560百万円																		
支払手形	1,979百万円																		
流動負債その他 (設備関係支払手形)	50百万円																		
コスモ工業㈱	102 百万円																		
社会福祉法人メイプル	65 百万円																		
計	167 百万円																		

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)										
<p>1 当社グループでは、第2四半期及び第4四半期連結会計期間に売上計上が集中する傾向があるため、第3四半期連結会計期間の売上高は、第2四半期及び第4四半期連結会計期間の売上高と比べ著しく低くなっております。</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給料手当</td> <td style="text-align: right;">4,206百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">666百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">39百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">496百万円</td> </tr> </table> <p>3 法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。</p>	給料手当	4,206百万円	貸倒引当金繰入額	666百万円	賞与引当金繰入額	39百万円	役員賞与引当金繰入額	10百万円	退職給付費用	496百万円
給料手当	4,206百万円									
貸倒引当金繰入額	666百万円									
賞与引当金繰入額	39百万円									
役員賞与引当金繰入額	10百万円									
退職給付費用	496百万円									

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 当社グループでは、第2四半期及び第4四半期連結会計期間に売上計上が集中する傾向があるため、第3四半期連結会計期間の売上高は、第2四半期及び第4四半期連結会計期間の売上高と比べ著しく低くなっております。	
2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	
給料手当	1,353百万円
賞与引当金繰入額	39百万円
役員賞与引当金繰入額	3百万円
退職給付費用	161百万円
3 法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	7,422百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	739百万円
現金及び現金同等物	6,682百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	69,208千株
優先株式	4,500千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	48千株
------	------

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は平成20年7月31日付で、株式会社りそな銀行より第3種優先株式1,500千株を取得し、同日自己株式を消却いたしました。この結果、第2四半期連結会計期間において利益剰余金が3,000百万円減少し、当第3四半期連結会計期間末において利益剰余金が2,601百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	ビル建材 事業 (百万円)	住宅建材 事業 (百万円)	形材外販 事業 (百万円)	その他事 業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上 高	6,440	2,852	5,767	1,402	16,463	-	16,463
(2)セグメント間の内部売 上高又は振替高	133	33	3,560	647	4,374	(4,374)	-
計	6,573	2,886	9,328	2,049	20,837	(4,374)	16,463
営業利益(又は営業損失 ())	1,440	101	74	127	1,339	(247)	1,586

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

	ビル建材 事業 (百万円)	住宅建材 事業 (百万円)	形材外販 事業 (百万円)	その他事 業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上 高	35,219	8,794	18,790	4,972	67,777	-	67,777
(2)セグメント間の内部売 上高又は振替高	372	49	9,585	1,812	11,821	(11,821)	-
計	35,592	8,844	28,376	6,785	79,598	(11,821)	67,777
営業利益(又は営業損失 ())	2,483	214	18	189	2,491	(846)	3,337

(注) 1. 事業区分の方法

製品の種類及び製造方法の類似性に基づき、ビル用建材品を「ビル建材事業」、住宅用建材品を「住宅建材事業」とし、アルミ形材を「形材外販事業」としました。また、その他としまして環境関連事業及び不動産事業等がありますが、売上高等に重要性がないため「その他事業」としてセグメンテーションしております。

2. 各事業区分の主要製品名

事業区分	主要製品名
ビル建材事業	カーテンウォール、ビル用サッシ・ドア、中低層用サッシ・ドア、改装用サッシ等
住宅建材事業	住宅用サッシ、玄関引戸・ドア、室内建具、エクステリア製品等
形材外販事業	アルミ形材、アルミ精密加工品
その他事業	廃棄物処理プラント、不動産、産業廃棄物処理、運送、各種金属の表面処理等

3. 会計処理の方法の変更

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間において営業損失が、ビル建材事業35百万円、住宅建材事業19百万円増加し、営業利益が、形材外販事業98百万円、その他事業7百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年 3月31日)
1 株当たり純資産額 48.26 円	1 株当たり純資産額 36.53 円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額等

当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自平成20年10月 1日 至平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額 77.76 円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 38.98 円 同左

(注) 1 . 1 株当たり純資産額の算定にあたっては、優先株式の発行価額を控除して算定しております。

2 . 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成20年 4月 1日 至平成20年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (自平成20年10月 1日 至平成20年12月31日)
四半期純損失 () (百万円)	5,378	2,695
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 () (百万円)	5,378	2,695
期中平均株式数 (千株)	69,164	69,162

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

不二サッシ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関谷 靖夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている不二サッシ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、不二サッシ株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は第3四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。